

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案への意見」
に対する提出意見

－令和元年度の将来原価接続料等の再算定－

(意見募集期間： 令和元年7月27日(土)～同年8月9日(金))

意見提出者一覧

計 11 件(法人:5件、個人:6件)

(敬称略)

受付	受付日	意見提出者
1	令和元年7月27日	個人
2	令和元年8月8日	東日本電信電話株式会社
3	令和元年8月8日	西日本電信電話株式会社
4	令和元年8月9日	ソフトバンク株式会社
5	令和元年8月9日	株式会社オプテージ
6	令和元年8月9日	KDDI株式会社
7	令和元年8月9日	個人
8	令和元年7月28日	個人
9	令和元年7月29日	個人
10	令和元年7月29日	個人
11	令和元年8月5日	個人

再意見書

令和元年8月8日

総務省 総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 163-8019
とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちょうめ
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2
ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ
氏 名 東日本電信電話株式会社
いのうえ ふくぞう
代表取締役社長 井上 福造

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、令和元年7月2日付けで公告された接続約款の変更案等に対し提出された意見に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

区分	他事業者意見	当社意見
光ファイバ耐用年数について	<p>光ファイバの耐用年数の見直しに関して、新たに蓄積されたデータに基づき再算定することで利用実態に近づく償却期間(架空 20 年、地下 28 年)を反映した接続料金に改訂されるため賛同いたします。</p> <p>なお、今後の見直しについて、東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 西日本殿」といいます。)が実施した試算(※別表参照)では、①新たなデータが蓄積される度に耐用年数が延長されていることや、②ケーブルの材質において最も劣化が早いと考えられる外皮(シース)について光ファイバと同じ素材を使うメタルケーブルでは、耐用年数は架空 28 年、地下 36 年が適用されていることなどを考慮すると、依然として実態と乖離している可能性があります。また、前回の耐用年数見直しから 10 年以上経過した結果、今回の改定はシングルスター方式 1 芯あたりの月額使用料において当初の 2019 年度認可接続料と比べて、NTT 東日本殿で-202 円(-8.2%)、NTT 西日本殿で-223 円(-8.6%)もの見直しとなり、大きな影響がありました。こうしたことに鑑みると、接続料がより一層公正妥当なものであることを確保する為にも、当面の間は最長でも 3 年以内に都度検証を行い、検証結果と適用されている耐用年数に乖離が生じた場合には速やかに料金を見直すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p> <p>光ファイバの耐用年数の見直しについては、接続料の算定に関する研究会(以下、「研究会」という。)第一次報告書(平成 27 年 9 月)の考え方で、「加入光ファイバについて、その減価償却を厳正に捉える上で、経済的耐用年数が採られている現況においては、その耐用年数が実態を適正に反映したものであることが重要であり、そのために、事業会計についても、接続会計についても、適時適切にこれを見直していく必要がある。」とされ、その後も継続的に見直しの検討が進められた結果、今般、左記のとおり、見直しが実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回、光ファイバの耐用年数について、財務会計の適正性を確保すべく、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事項の変化による陳腐化の危険の程度」という観点及び光ファイバの撤去率をもとにした耐用年数の推計結果も踏まえ総合的に検討した結果、2019 年度より見直すこととし、将来原価方式で算定している 2019 年度適用接続料について、耐用年数見直しに伴う影響額を反映のうえ再申請を実施しました。 ・ソフトバンク株式会社殿の「接続料がより一層公正妥当なものであることを確保する為にも、当面の間は最長でも 3 年以内に都度検証を行い、検証結果と適用されている耐用年数に乖離が生じた場合には速やかに料金を見直すべき」とのご意見や、KDDI 株式会社殿の「今後の定期的な見直し契機については整理が必要」とのご意見について、当社としては、今後も上記の要素を総合的に検討した上で見直しを実施する考えです。また、耐用年数の見直しは当社が財務会計の適正化の観点から行うものであることを前提に、これまで同様に、固定資産データを用いた光ファイバの耐用年数の推計結果について研究会や総務省に提供していく考えです。

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>され、令和元（2019）年度接続料に反映されたことについて賛同いたします。</p> <p>しかしながら、前回の見直し（平成20（2008）年度）から10年以上経過してからの見直しとなったため、今回の見直しにより光ファイバ接続料が大きく変動することとなりました。これは、第一次報告書の考え方を踏まえると、見直しが行われるまでの期間について、「耐用年数が実態を適正に反映したもの」であったのかどうか疑念が生じかねないため、今後の定期的な見直し契機については整理が必要だと考えます。</p> <p>例えば、加入光ファイバについては、複数年度を算定期間としているため、その複数年度の接続料申請時に、光ファイバの耐用年数が最新のデータ、検証結果を反映した結果となっているか、総務省において検証いただくことを希望いたします。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
フレキシブルファイバについて	<p>今後、広範囲かつ、コストミニマムに5Gエリアを整備することが急務となっており、光回線の役割はこれまで以上に重要となります。現状、整備エリアが最も広いNTT東・西が保有する光回線を活用することが最も有効な策と考えられるところ、NTT東・西の光回線を延長し未提供エリアへ敷設するフレキシブルファイバの提供条件について、公平性・透明性・適正性を担保するため、また、回線の提供の迅速性を確保するためには接続ルールに準じた利活用の整備が必要と考えます。</p> <p>本件については、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会及び関連ワーキンググループにて、引き続き検討いただくことを希望いたします。</p> <p>【KDDI株式会社】</p> <p>今後見込まれるIoTサービスの本格的な普及や、2020年度に商用化が予定されている5Gの早期全国サービス展開を見据えると、光ファイバ接続料の低廉化等も含め、携帯電話基地局の整備費用の低廉化に繋がる施策が、強く社会から求められています。</p> <p>そのような中、携帯電話基地局等を設置するにあたり、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿の既存の光設備が存在しないエリアにおいては、既設区間と新設区間を一体とした卸電気通信役務として「フレキシブルファイバ」が提供されます。</p> <p>「フレキシブルファイバ」に用いる伝送路設備は、本来第一種指定電気通信であるにも係らず、卸電気通信役務として提供されおり、適正性、公平性、透明性が十分に確保されていません。従って、当該設備においては、速やかに第一種指定電気通信設備としての接続ルール（以下、「接続ルール」といいます。）の対象とすべきです。今回、本申請に限り、接続ルールの対象としない場合でも、既設区間は接続ルールを適用し、新設区間においても、適正性、公平性、透明性が十分に確保されるよう、可能な限り同等のルールを適用すべきと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続事業者より加入光ファイバの接続申込を受けた場合において、その設置場所が光未提供エリアであるときは既存設備が存在しないことから接続申込をお断りしています。このような相互接続という枠組では実現できないものに対し、事業者から「光未提供エリアであっても、個別に費用負担することを前提に光ファイバを敷設・提供して欲しい」との要望に基づき卸電気通信役務として提供しているものがフレキシブルファイバであり、その趣旨をご理解いただいたうえでご利用いただいている認識です。 ・ そのうえで、「接続ルールの対象とすべき」または「接続ルールに準じた利活用の整備が必要」といったご意見に対しては、既存設備が存在しないエリア（光未提供エリア）において、利用事業者の要望に基づき、当該利用事業者の代わりに当社が新たに設備を構築するものであり、提供にあたっては卸電気通信役務での提供を前提にその提供条件を定めていることから、相互接続による提供、接続ルールに準じた扱いとすることは困難であると考えます。 ・ これまで、ルーラルエリア等の光未提供エリアにおいては、フレキシブルファイバにより整備・拡大が図られてきたところです。今後の5Gの整備・拡大により、これまで以上に、光未提供エリアにおける光ファイバの利用要望が高まることを想定される中、当社としてはフレキシブルファイバだけでなく新たな卸電気通信役務の提供も含め、利用事業者からの要望に対して柔軟に対応していく考えです。

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>また、フレキシブルファイバ等については、複数事業者で設備共用することで、携帯電話基地局の整備費用の低廉化に繋がることから、早急に実現に向けた検討を開始すべきと考えます。</p> <p>【楽天モバイル株式会社】</p>	

再意見書

令和元年8月8日

総務省 総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 540-8511
住所 おおさかふおおさかしちゆうおうくばんばちょう 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
氏名 にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ 西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 こばやし みつよし 小林 充佳

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、令和元年7月2日付けで公告された接続約款の変更案等に対し提出された意見に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

区分	他事業者意見	当社意見
光ファイバ耐用年数について	<p>光ファイバの耐用年数の見直しに関して、新たに蓄積されたデータに基づき再算定することで利用実態に近づく償却期間(架空 20 年、地下 28 年)を反映した接続料金に改訂されるため賛同いたします。</p> <p>なお、今後の見直しについて、東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 西日本殿」といいます。)が実施した試算(※別表参照)では、①新たなデータが蓄積される度に耐用年数が延長されていることや、②ケーブルの材質において最も劣化が早いと考えられる外皮(シース)について光ファイバと同じ素材を使うメタルケーブルでは、耐用年数は架空 28 年、地下 36 年が適用されていることなどを考慮すると、依然として実態と乖離している可能性があります。また、前回の耐用年数見直しから 10 年以上経過した結果、今回の改定はシングルスター方式 1 芯あたりの月額使用料において当初の 2019 年度認可接続料と比べて、NTT 東日本殿で-202 円(-8.2%)、NTT 西日本殿で-223 円(-8.6%)もの見直しとなり、大きな影響がありました。こうしたことに鑑みると、接続料がより一層公正妥当なものであることを確保する為にも、当面の間は最長でも 3 年以内に都度検証を行い、検証結果と適用されている耐用年数に乖離が生じた場合には速やかに料金を見直すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p> <p>光ファイバの耐用年数の見直しについては、接続料の算定に関する研究会(以下、「研究会」という。)第一次報告書(平成 27 年 9 月)の考え方で、「加入光ファイバについて、その減価償却を厳正に捉える上で、経済的耐用年数が採られている現況においては、その耐用年数が実態を適正に反映したものであることが重要であり、そのために、事業会計についても、接続会計についても、適時適切にこれを見直していく必要がある。」とされ、その後も継続的に見直しの検討が進められた結果、今般、左記のとおり、見直しが実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回、光ファイバの耐用年数について、財務会計の適正性を確保すべく、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事項の変化による陳腐化の危険の程度」という観点及び光ファイバの撤去率をもとにした耐用年数の推計結果も踏まえ総合的に検討した結果、2019 年度より見直すこととし、将来原価方式で算定している 2019 年度適用接続料について、耐用年数見直しに伴う影響額を反映のうえ再申請を実施しました。 ・ソフトバンク株式会社殿の「接続料がより一層公正妥当なものであることを確保する為にも、当面の間は最長でも 3 年以内に都度検証を行い、検証結果と適用されている耐用年数に乖離が生じた場合には速やかに料金を見直すべき」とのご意見や、KDDI 株式会社殿の「今後の定期的な見直し契機については整理が必要」とのご意見について、当社としては、今後も上記の要素を総合的に検討した上で見直しを実施する考えです。また、耐用年数の見直しは当社が財務会計の適正化の観点から行うものであることを前提に、これまで同様に、固定資産データを用いた光ファイバの耐用年数の推計結果について研究会や総務省に提供していく考えです。

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>され、令和元（2019）年度接続料に反映されたことについて賛同いたします。</p> <p>しかしながら、前回の見直し（平成20（2008）年度）から10年以上経過してからの見直しとなったため、今回の見直しにより光ファイバ接続料が大きく変動することとなりました。これは、第一次報告書の考え方を踏まえると、見直しが行われるまでの期間について、「耐用年数が実態を適正に反映したもの」であったのかどうか疑念が生じかねないため、今後の定期的な見直し契機については整理が必要だと考えます。</p> <p>例えば、加入光ファイバについては、複数年度を算定期間としているため、その複数年度の接続料申請時に、光ファイバの耐用年数が最新のデータ、検証結果を反映した結果となっているか、総務省において検証いただくことを希望いたします。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
フレキシブルファイバについて	<p>今後、広範囲かつ、コストミニマムに5Gエリアを整備することが急務となっており、光回線の役割はこれまで以上に重要となります。現状、整備エリアが最も広いNTT東・西が保有する光回線を活用することが最も有効な策と考えられるところ、NTT東・西の光回線を延長し未提供エリアへ敷設するフレキシブルファイバの提供条件について、公平性・透明性・適正性を担保するため、また、回線の提供の迅速性を確保するためには接続ルールに準じた利活用の整備が必要と考えます。</p> <p>本件については、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会及び関連ワーキンググループにて、引き続き検討いただくことを希望いたします。</p> <p>【KDDI株式会社】</p> <p>今後見込まれるIoTサービスの本格的な普及や、2020年度に商用化が予定されている5Gの早期全国サービス展開を見据えると、光ファイバ接続料の低廉化等も含め、携帯電話基地局の整備費用の低廉化に繋がる施策が、強く社会から求められています。</p> <p>そのような中、携帯電話基地局等を設置するにあたり、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿の既存の光設備が存在しないエリアにおいては、既設区間と新設区間を一体とした卸電気通信役務として「フレキシブルファイバ」が提供されます。</p> <p>「フレキシブルファイバ」に用いる伝送路設備は、本来第一種指定電気通信であるにも係らず、卸電気通信役務として提供されおり、適正性、公平性、透明性が十分に確保されていません。従って、当該設備においては、速やかに第一種指定電気通信設備としての接続ルール（以下、「接続ルール」といいます。）の対象とすべきです。今回、本申請に限り、接続ルールの対象としない場合でも、既設区間は接続ルールを適用し、新設区間においても、適正性、公平性、透明性が十分に確保されるよう、可能な限り同等のルールを適用すべきと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続事業者より加入光ファイバの接続申込を受けた場合において、その設置場所が光未提供エリアであるときは既存設備が存在しないことから接続申込をお断りしています。このような相互接続という枠組では実現できないものに対し、事業者から「光未提供エリアであっても、個別に費用負担することを前提に光ファイバを敷設・提供して欲しい」との要望に基づき卸電気通信役務として提供しているものがフレキシブルファイバであり、その趣旨をご理解いただいたうえでご利用いただいている認識です。 ・ そのうえで、「接続ルールの対象とすべき」または「接続ルールに準じた利活用の整備が必要」といったご意見に対しては、既存設備が存在しないエリア（光未提供エリア）において、利用事業者の要望に基づき、当該利用事業者の代わりに当社が新たに設備を構築するものであり、提供にあたっては卸電気通信役務での提供を前提にその提供条件を定めていることから、相互接続による提供、接続ルールに準じた扱いとすることは困難であると考えます。 ・ これまで、ルーラルエリア等の光未提供エリアにおいては、フレキシブルファイバにより整備・拡大が図られてきたところです。今後の5Gの整備・拡大により、これまで以上に、光未提供エリアにおける光ファイバの利用要望が高まることを想定される中、当社としてはフレキシブルファイバだけでなく新たな卸電気通信役務の提供も含め、利用事業者からの要望に対して柔軟に対応していく考えです。

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>また、フレキシブルファイバ等については、複数事業者で設備共用することで、携帯電話基地局の整備費用の低廉化に繋がることから、早急に実現に向けた検討を開始すべきと考えます。</p> <p>【楽天モバイル株式会社】</p>	

再意見書

令和元年 8 月 9 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 殿

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住 所 東京都港区 東新橋 一丁目 9 番 1 号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏 名 ソフトバンク 株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうしつこうやくいん けん みやうち
代表取締役 社長 執行役員 兼 CEO 宮内

けん
謙

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、令和元年 7 月 2 日付けで公告された接続約款の変更案等に対し提出された意見に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、再意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり、弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

(1) 光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の再算定

該当箇所	意見提出者	提出された意見	再意見
光ファイバの耐用年数について	KDDI 株式会社	<p><KDDI 株式会社></p> <p>光ファイバの耐用年数の見直しについては、接続料の算定に関する研究会（以下、「研究会」という。）第一次報告書（平成 27 年 9 月）の考え方で、「加入光ファイバについて、その減価償却を厳正に捉える上で、経済的耐用年数が採られている現況においては、その耐用年数が実態を適正に反映したものであることが重要であり、そのために、事業会計についても、接続会計についても、適時適切にこれを見直していく必要がある。」とされ、その後も継続的に見直しの検討が進められた結果、今般、左記のとおり、見直しが実施され、令和元（2019）年度接続料に反映されたことについて賛同いたします。しかしながら、前回の見直し（平成 20（2008）年度）から 10 年以上経過してからの見直しとなったため、今回の見直しにより光ファイバ接続料が大きく変動することとなりました。これは、第一次報告書の考え方を踏まえると、見直しが行われるまでの期間について、「耐用年数が実態を適</p>	<p>KDDI 株式会社殿(以下、「KDDI 殿」といいます。)の意見に賛同いたします。</p> <p>前回令和元年 7 月 2 日公示の意見募集にて弊社からも意見いたしました通り、今般新たに蓄積されたデータに基づき再算定することで利用実態に近づく償却期間(架空 20 年、地下 28 年)を反映した接続料金に改定されました。</p> <p>一方で KDDI 殿の意見にもある通り、今回の見直しによる光ファイバ接続料の変動とその影響は大きく、左記の第一次報告書の考え方に鑑みれば、今回見直しが行われるまでの期間(2008 年度から 10 年以上)では「耐用年数が実態を適正に反映したものであるかどうか疑念が生じかねないため、接続料がより一層公正妥当なものであることを確保するためにも、複数年度の算定期間が終了する都度（当面の間は最長でも 3 年以内）に検証を行い、検証結果と適用されている耐用年数に乖離が生じた場合は速やかに料金を見直すべきと考えます。</p>

		正に反映したものであったのかどうか疑念が生じかねないため、今後の定期的な見直し契機については整理が必要だと考えます。例えば、加入光ファイバについては、複数年度を算定期間としているため、その複数年度の接続料申請時に、光ファイバの耐用年数が最新のデータ、検証結果を反映した結果となっているか、総務省において検証いただくことを希望いたします。	
--	--	--	--

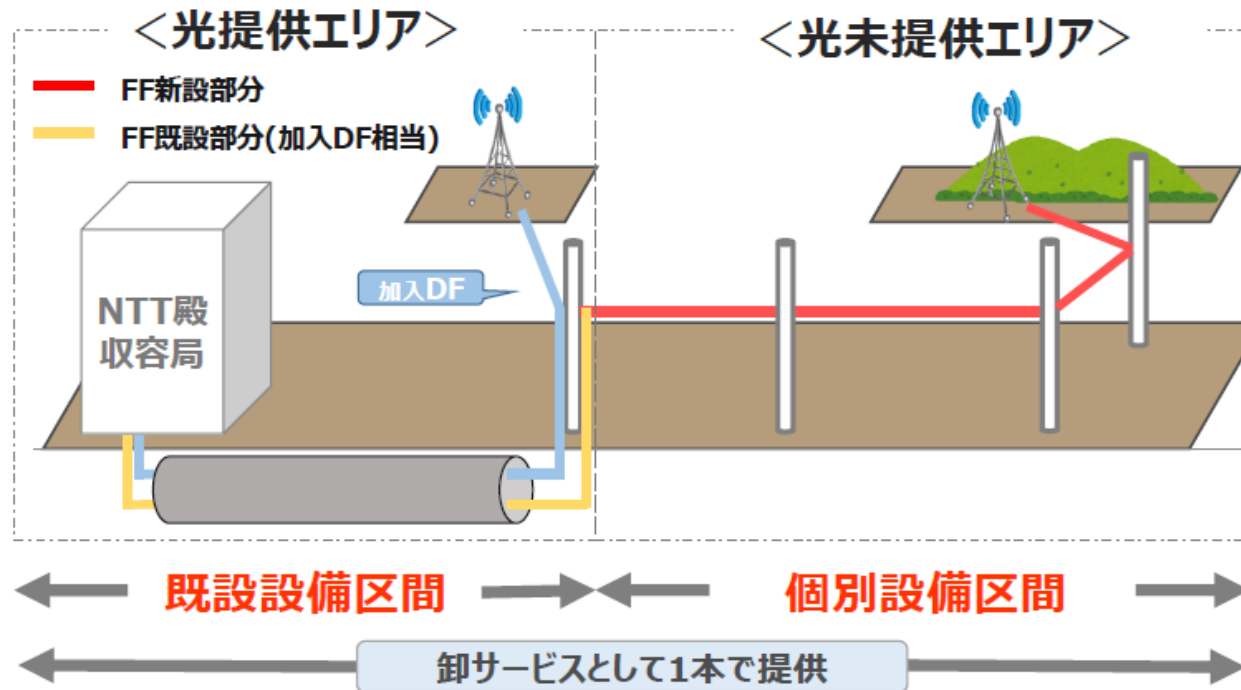
(2) フレキシブルファイバの取扱い適正化について

該当箇所	意見提出者	提出された意見	再意見
フレキシブルファイバの取扱い適正化について	KDDI 株式会社	<p><KDDI 株式会社></p> <p>今後、広範囲かつ、コストミニマムに 5G エリアを整備することが急務となっており、光回線の役割はこれまで以上に重要となります。現状、整備エリアが最も広い NTT 東・西が保有する光回線を活用することが最も有効な策と考えられるところ、NTT 東・西の光回線を延長し未提供エリアへ敷設するフレキシブルファイバの提供条件について、公平性・透明性・適正性を担保するため、また、回線の提供の迅速性を確保するためには接続ルールに準じた利活用の整備が必要と考えます。本件については、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会及び関連ワーキンググループにて、引き続き検討いただくことを希望いたします。</p>	<p>KDDI 殿の意見にもある通り、今後、広範囲かつ、コストミニマムに 5G エリアを整備することが急務となっております。そうした状況の中で、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT 東西殿」といいます。)の加入光ファイバ未提供エリアにも、光回線を調達する必要があります。加入光ファイバ未提供エリアに光回線を調達する方法は、主に、①NTT 東西殿の光回線を延長し未提供エリアへ敷設することで卸提供されるフレキシブルファイバを用いるか、②自前で回線を敷設する等が考えられます。</p> <p>しかし、自前で回線を敷設した場合、設備構築に係るスピード面では共架申請等で多くの時間がかかることや、また、保守面では、障害発生時に自前回線と NTT 東西殿のフレキシブルファイバとを切り分けた保守対応に時間を要することが想定されるなどの理由から、加入光ファイバ未提</p>

			<p>供エリアへの光回線調達手段としては、一体的な運用が可能なフレキシブルファイバが最も効率的な状況です。</p> <p>こうした状況に鑑みれば、加入光ファイバと同様の設備を用いているフレキシブルファイバの既設設備区間(図 1 参照)の提供条件については市場に任せることなく、提供事業者である NTT 東西殿が卸料金及びコスト水準（接続料相当）を公表し、その差分の定量的な説明を行い、オープンな場で議論することで適正性及び透明性を確保するためのルールづくりが必要です。</p>
--	--	--	--

(参考) フレキシブルファイバ(FF)とは

NTT東西殿が光未提供エリアにおいて
事業者が全額負担する前提で個別要望に応じて提供



令和元年 8 月 6 日次世代競争ルール検討 WG(第 2 回)弊社説明資料 7 頁より

再意見書

令和元年8月9日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 540-8622

(ふりがな) おおさかし ちゅうおうく しろみ 2ちょうめ1ばん5ごう

住 所 大阪市中央区城見2丁目1番5号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ オプテージ

氏 名 株式会社 オプテージ

だいひょうとりしまりやくしゃちょう あらき まこと

代表取締役社長 荒木 誠

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、令和元年7月2日付けで公告された接続約款の変更案等に対し提出された意見に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

別紙

該当箇所	意見
<p>今後見込まれるIoTサービスの本格的な普及や、2020年度に商用化が予定されている5Gの早期全国サービス展開を見据えると、光ファイバ接続料の低廉化等も含め、携帯電話基地局の整備費用の低廉化に繋がる施策が、強く社会から求められています。</p> <p>そのような中、携帯電話基地局等を設置するにあたり、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿の既存の光設備が存在しないエリアにおいては、既設区間と新設区間を一体とした卸電気通信役務として「フレキシブルファイバ」が提供されています。「フレキシブルファイバ」に用いる伝送路設備は、本来第一種指定電気通信であるにも係らず、卸電気通信役務として提供されおり、適正性、公平性、透明性が十分に確保されていません。従って、当該設備においては、速やかに第一種指定電気通信設備としての接続ルール(以下、「接続ルール」といいます。)の対象とすべきです。</p> <p>今回、本申請に限り、接続ルールの対象としない場合でも、既設区間は接続ルールを適用し、新設区間においても、適正性、公平性、透明性が十分に確保されるよう、可能な限り同等のルールを適用すべきと考えます。</p> <p>また、フレキシブルファイバ等については、複数事業者で設備共用することで、携帯電話基地局の整備費用の低廉化に繋がることから、早急に実現に向けた検討を開始すべきと考えます。</p> <p>【楽天モバイル株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の意見は、5G インフラ整備のために NTT 東西殿が光ファイバ等を構築すべきという考えに立っていると思われるところ、こうした考え方は接続制度の趣旨にそぐわないものと考えます。 ・ 特に、ニーズに基づき新たに構築されるフレキシブルファイバ等に接続ルールを適用することは、設備投資リスクをNTT 東西殿に押し付け、また設備事業者の設備投資インセンティブを阻害することにつながりかねないため、設備競争の衰退、ひいては我が国の通信インフラの脆弱化を招くおそれがあると考えます。 ・ 5G の早期展開や通信インフラの強靱化の観点から、引き続き設備競争を促進することが重要と考えますので、今後とも設備事業者の設備投資インセンティブに十分配慮頂くよう要望します。
<p>今後、広範囲かつ、コストミニマムに5Gエリアを整備することが急務となっており、光回線の役割はこれまで以上に重要となります。現状、整備エリアが最も広いNTT 東・西が保有する光回線を活用することが最も有効な策と考えられるところ、NTT 東・西の光回線を延長し未提供エリアへ敷設するフレキシブルファイバの提供条件について、公平性・透明性・適正性を担保するため、また、回線の提供の迅速性を確保するためには接続ルールに準じた利活用の整備が必要と考えます。</p> <p>本件については、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会及び関連ワーキンググループにて、引き続き検討いただくことを希望いたします。</p> <p>【KDDI 株式会社】</p>	

以上

再意見書

2019年8月9日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 かぶしがいしゃ KDDI株式会社

だいはうとりしまりやくしやちよう たかはし まこと 代表取締役社長 高橋 誠

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、令和元年7月2日付けで公告された接続約款の変更案等に対し提出された意見に関し、別紙のとおり再意見を提出します。（文中では敬称を省略しております。）

該当箇所	弊社意見
(1) 光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の再算定	
<p>光ファイバの耐用年数の見直しに関して、新たに蓄積されたデータに基づき再算定することで利用実態に近づく償却期間(架空 20 年、地下 28 年)を反映した接続料金に改訂されるため賛同いたします。</p> <p>なお、今後の見直しについて、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本殿」といいます。)が実施した試算(※別表参照)では、①新たなデータが蓄積される度に耐用年数が延長されていることや、②ケーブルの材質において最も劣化が早いと考えられる外皮(シース)について光ファイバと同じ素材を使うメタルケーブルでは、耐用年数は架空 28 年、地下 36 年が適用されていることなどを考慮すると、依然として実態と乖離している可能性があります。また、前回の耐用年数見直しから 10 年以上経過した結果、今回の改定はシングルスター方式 1 芯あたりの月額使用料において当初の 2019 年度認可接続料と比べて、NTT 東日本殿で -202 円(-8.2%)、NTT 西日本殿で -223 円(-8.6%)もの見直しとなり、大きな影響がありました。こうしたことに鑑みると、接続料がより一層公正妥当なものであることを確保する為にも、当面の間は最長でも 3 年以内に都度検証を行い、検証結果と適用されている耐用年数に乖離が生じた場合には速やかに料金を見直すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>左記の意見のとおり、前回の耐用年数見直しから 10 年以上経過した結果、今回の改定はシングルスター方式 1 芯あたりの月額使用料において当初の 2019 年度認可接続料と比べて、NTT 東日本殿で -202 円(-8.2%)、NTT 西日本殿で -223 円(-8.6%)もの見直しとなり、大きな影響がありました。</p> <p>光ファイバの耐用年数の見直しについては、接続料の算定に関する研究会(以下、「研究会」という。)第一次報告書(平成 27 年 9 月)の考え方で、「加入光ファイバについて、その減価償却を厳正に捉える上で、経済的耐用年数が採られている現況においては、その耐用年数が実態を適正に反映したものであることが重要であり、そのために、事業会計についても、接続会計についても、適時適切にこれを見直していく必要がある。」とされており、今後の定期的な見直し契機について整理が必要だと考えます。</p> <p>今後も実態を適正に反映した耐用年数とするため、例えば、加入光ファイバについては、通常複数年度を算定期間として接続料を算定しているため、その複数年度の接続料申請時に、光ファイバの耐用年数が最新のデータ、検証結果を反映した結果となっているか、総務省において検証いただくことを希望致します。</p>
(4)フレキシブルファイバの取扱い適正化について	
<p>○加入光ファイバに係る接続料の改定等</p> <p>今後見込まれる IoT サービスの本格的な普及や、2020 年度に商用化が予定されている 5G の早期全国サービス展開を見据えると、光ファイバ接続料の低廉化等も含め、携帯電話基地局の整備費用の低廉化に繋がる施策が、強く社会から求められています。</p> <p>そのような中、携帯電話基地局等を設置するにあたり、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式</p>	<p>左記の意見のとおり、NTT 東・西が敷設する光回線を延長し未提供エリアへ敷設するフレキシブルファイバについて、当該提供条件の公平性・透明性・適正性を担保するため、また、回線の提供の迅速性を確保するため、現状の卸役務による提供ではなく、接続ルールに準じた利活用の整備が必要と考えます。</p> <p>本件については、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会及び関連ワ</p>

<p>会社殿の既存の光設備が存在しないエリアにおいては、既設区間と新設区間を一体とした卸電気通信役務として「フレキシブルアイバ」が提供されています。(略) 当該設備においては、速やかに第一種指定電気通信設備としての接続ルール(以下、「接続ルール」といいます。)の対象とすべきです。今回、本申請に限り、接続ルールの対象としない場合でも、既設区間は接続ルールを適用し、新設区間においても、適正性、公平性、透明性が十分に確保されるよう、可能な限り同等のルールを適用すべきと考えます。</p> <p>【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>ーキンググループにて、引き続き検討いただくことを希望いたします。</p>
--	---

以上

電子政府の総合窓口「e-Gov」を經由して「案件番号 145209368」に提出された意見一覧

受付	意見提出者	御意見
1	個人	<p>「NTT 東日本及び NTT 西日本」が既得権益での独占している「トラフィック（回線混雑）」の構造では、「設備（ファシリテーション）」の問題と、私し個人は考えます。具体的には、価格料金の問題ではなく、総務省が「運用及び管理」している「NTT 東日本及び NTT 西日本」、「NHK（日本放送協会）」等における既得権益での独占の問題と、私は考えます。要約すると、「5G（第 5 世代）」における構造では、「有線 LAN 及び無線 LAN」をバランス良く導入し、料金における「接続料」及び「利用者料」を「区別（セパレーション）」にするべき構造と、私し個人は思います。</p>
7	個人	<p>Society 5.0 に向けて光ファイバーの耐用年数が見直しされ、接続料の低減検討を頂き、一国民として感謝します。賛成の立場で、すこし異なる論点となるかもしれませんが、将来のための、アイデアを述べさせていただきます。活用できる部分があれば幸いです。</p> <p>光ファイバーが長寿命であることが明示されたことは、ひとえに通信事業者、工事業者、光部品ベンダーなどの我が国の情報通信産業の努力のたまものであると言え、世界に先駆けて FTTH を普及させた先駆性に一国民として感謝の念を示します。</p> <p>今回接続料が改定され、8%程度低減されたかと思えます。仮に導入時からこのような長寿命であることがわかっていれば、接続料は異なるものであったかと思えます。</p> <p>ただ、これを遡及的な値段に変えたとしても、FTTH を利用する、各国民に還元することは困難であり、また、事業者間で金銭の受け渡しをしたとしても、そのお金はどこかに流れ、情報通信産業の発展に寄与しないと思われます。</p> <p>このように耐用年数の実力値の上昇によって得られる効用を遡及し、今後さらなる国内外の光通信網の発展に活用することで、過去努力を行った、通信事業者、工事業者、光部品ベンダーが享受できるように思われます。</p> <p>過剰品質と言われる日本型産業ではありますが、これら産業の努力に対して、適切に還元されるような仕組み（たとえば、遡及して集めた財源を新規の光網導入促進補助として活用）があると、未来に向かって努力する企業が増えるかと思われます。</p> <p>また投資が促進されることで、GDP 増加にも寄与すると考えます。</p> <p>直近の接続料は、ここの通信事業者にとって重要ではありますが、日本の情報通信産業の努力が、裾の企業含めた発展に結びつくような我が国のためになるような仕組みが将来できることを期待いたします。</p>
8	個人	<p>日本放送協会に関する意見（本改正案に対する意見ではないと思われるため省略します。）</p>
9	個人	
10	個人	
11	個人	